

◇熊谷隆一君

○議長（高橋 猛君） 次に、15番、熊谷隆一君の一般質問を許可いたします。熊谷隆一君、登壇願います。

（15番 熊谷隆一君 登壇）

○15番（熊谷隆一君） 通告に従いまして一般質問を行います。

空き家対策について伺います。

美郷町内でも長年人が住まなくなり放置されたままの住宅や荒れたままの宅地が存在し、近隣に住む町民からはそれらの対策を望む要望が町にも寄せられていると思います。近年は冬期間は豪雪によることが多く、また、ことし4月の暴風など、老朽化が進み、自然災害による建物被害も心配される場所でもあります。また、ある地域では、タヌキやアナグマなどの野生動物のすみかとなって、それらの動物が近隣の畑で栽培されている収穫間近の野菜を食い荒らすなどの被害が出ているところもあると聞いております。

このような状況を踏まえて町では、昨年12月の定例議会において美郷町空き家等の適正管理に関する条例が制定されております。この条例制定によってルール面での対策はとられたわけですが、個人の財産の権利の問題やいろいろな複雑な事情がありこれまでなかなか解体等の措置がとられてこなかったと思いますが、町民の望む早期の解体措置については不十分な面がなかったかなというふうに思い、質問をするところであります。

一つ目として、実態の把握についてはどれぐらいになっておるのでしょうか。アバウトな数字で結構ですけれども、旧地域ごとに数字をご調査されておりましたら答弁をお願いします。

それから、二つ目として、当該地区や住民との協議、調査などがされておるのかということについてお伺いいたします。

三つ目としては、前の質問事項も踏まえまして、具体的に非常に危険だというようなことから実際の解体等の計画予定があるのかというようなことについてお伺いいたします。

四つ目として、やはり解体については経済的な問題も非常に大きいと思ひまして、解体費用の助成制度を設ける考えがおありなのかというような点について、以上の点についてお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

空き家につきましては、議員ご承知のとおり、昨年12月の定例議会において美郷町空き家等の適正管理に関する条例を議決いただき、本年1月1日より施行し、対応しているところです。住民等から情報提供があった場合、町で把握している情報と符合の上、速やかに現地調査などをし、適正な維持管理について助言を行っております。助言に応じない場合は、指導、勧告、期限を伴う改善命令とその効果を次第に強め適正管理を促すこととしており、さらに、近隣住民等の生命に危害を及ぼすおそれが確実に認められる場合には、空き家等の適正管理に関する条例施行規則に定める調査委員会に諮り法律に基づいた強制的な行政代執行も可能としております。

なお、所有者が不明の空き家については、道路にせり出した雪庇を落とすなど当面の危険を排除する応急措置はこれまで町で行っているところです。

さて、議員ご質問の実態把握についてですが、地区ごとの軒数は、千畑地区が111軒、六郷地区が119軒、仙南地区が82軒の計312軒を把握しております。そのうち住家が300軒、小屋・物置等の非住家が12軒です。また、そのうち、相続されていないあるいは連絡先不明などの所有者不明の空き家が17軒となっております。今冬は83軒について雪下ろしの助言を行い、49軒で対応してもらっています。今年度に入ってから7軒について適正管理の助言を行い、1軒については解体撤去に至っております。

次に、地区住民との協議、調査等についてですが、空き家についての情報提供があった場合、近隣住民や行政協力員、自主防災組織の代表者などとともに現地調査をし、所有者や親戚の状況、空き家になった時期などの調査等を行っております。

また、所有者不明の空き家については、状況に応じて行政区や自主防災組織と連携して道路にせり出した雪庇を落とすなど、先ほど申しました当面の危険を排除する対応をしてきているところです。

次に、具体的な解体方針等についてですが、さきに申しましたとおり、近隣住民等の生命に危害を及ぼすおそれが確実に認められる場合に限り、空き家条例施行規則で定める調査委員会に諮り法律に基づいた強制的な代執行も可能としております。この行政代執行についてですが、解体が全てではありません。あくまで危険の除去を目的とした代執行となりますので、判断も対応内容もケース・バイ・ケースとならざるを得ないと存じます。したがって、議員ご質問の画一的な具体の解体方針等は、申しわけありませんが、ご提示することができませんので、ご理解いただきたいと存じます。

最後に、解体費用の助成についてですが、ご承知のとおり、町の助成制度はありません。一

方、経済的な問題など種々の理由から解体できないという場合も当然考えられるところです。町としては個々の状況を踏まえた上で、所有者に対し助成できないか、あるいは行政区や自主防災組織の活動の一環として対応できないか、またその活動に対して助成できないかなど、今後あらゆる面からの検討を重ねていきたいと考えているところです。しかしながら、基本は、空き家は個人財産として所有者が適正管理することです。町としては引き続き所有者に粘り強く空き家の適正管理を呼びかけていく努力は継続してまいりたいと考えております。

なお、町では、空き家等の有効利用と定住促進による地域の活性化を図るためにかねてより空き家等情報登録制度を設けているほか、今年度からは若者定住促進奨励金制度も準備しているところです。これらの制度も周知徹底し、実効ある空き家対策とともに定住促進対策として活用されるよう努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。15番、熊谷隆一君の再質問を許可します。

○15番（熊谷隆一君） 野生生物がすみかとなっているということでそれぞれ農政課等でも対応しておるようではけれども、なかなかいろいろな自然保護等の法的な関係もあるようではけれども、やはり近隣住民は非常に困っておるというようなお話もありました。この点についてはどのように対策をとられていくのかというようなことについてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） 再質問にお答えいたします。

野生生物のすみかになっている現状につきましても、基本は所有者の責任であるというふうに認識しております。その上で、先ほど申しました助言を行いまして、そうした現状にあるということをお伝えするとともに、係る状況において発生する被害がどの程度なのかといったことを現地において把握した上で、町としてできることできないこと取捨選別の上で住民の方々がお困りにならないようにできる範囲の中で対応してまいりたいと考えております。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

これで、15番、熊谷隆一君の一般質問を終わります。